

国保からのお知らせ

事業主健診(雇用先による健康診断)や自費で人間ドックを受診した方は、健診結果を国保窓口にご提供ください。

健診結果の判定により、該当する方には無料で「特定保健指導」を実施いたします。

1. 保険証をご準備のうえ、税務住民課国保係（☎27-2111 内線153）へ電話連絡願います。
 2. 健診結果は持参または郵送により提供ください
 - 持参の場合：国保窓口でコピーをとります。
 - 郵送の場合：返信用封筒をお送りしますので、健診結果のコピーを郵送願います。
 3. 特定保健指導が必要と判定された方に、電話で連絡します。無料で指導が受けられますので、ぜひご利用ください。
- ※ 提供後の健診結果は、「特定健診」と同じ取り扱いとなり、統計資料等に使用されることがありますが、個人情報厳重に守られますのでご了承ください。

転出する学生には「マル学」の保険証

大学・高校等に就学するため、他市町村に転出することになった場合、住民票を村外に移したあとも引き続き村の保険証を継続して使用できる特例がありますが、そのためには“マル学”の申請が必要です。

印鑑、保険証及び合格通知書などの就学を証明するものをお持ちの上、村国保窓口で申請してください。

＜お問い合わせ先＞ 税務住民課 国保グループ ☎27-2111 内線153